

令和3年7月9日

学生 各位

教育・学生生活委員会委員長
有 江 力

緊急事態宣言の発出を踏まえた学生生活について

令和3年7月12日から東京都においては4度目となる緊急事態宣言が発出されることとなり、対面授業や研究活動を支障なく安全に行うためには、より一層の注意が必要となります。そのため、学生諸君におかれましては、今一度自身の生活様式を総点検し、感染防止に努めてください。また、令和3年6月18日付で通知しました以下の点に引き続き留意して学生生活を送ってください。

- ・三密回避、手洗い、うがい、マスク着用などの感染防止対策を常時行うこと
- ・ワクチン接種やPCRモニタリング検査の機会を活用すること
- ・本学及び他大学を問わず学生同士の集まったの飲食を避けること
- ・都外への移動や宿泊を伴う行事への参加は極力避けること
- ・その他感染に繋がることが予想される行動を避けること

課外活動を実施する際は、以下の事項について遵守し活動していただく様をお願いします。

- ・課外活動実施願を提出し許可された後に活動を行うこと
- ・各キャンパスで定める施設等の使用基準に従うこと
- ・運動施設の利用に関しては、本学の定める活動方針（使用ガイドライン）に従うこと
- ・本学の部室等へ多人数で集まることはせず、部室等での活動は最低限とすること
- ・常に1メートル以上のソーシャルディスタンスを保って活動すること
- ・原則、マスクを着用すること
- ・消毒液を用意し、手指の消毒をこまめに行うこと
- ・屋内で活動する場合は、換気を十分に行い密閉された空間での活動はしないこと
- ・参加者は健康管理を行い、活動前の健康状態を記録し、体調不良の者は活動に参加しないこと
- ・課外活動の前後及び活動中においても集まったの飲食はしないこと
- ・WEBツール等を活用し可能な限り対面での活動を避けること
- ・学外での活動が必要な場合は感染防止対策を徹底した学外活動届を事前に提出のうえ許可を取ること
なお、今後の感染状況等によっては、活動を停止していただく場合があります。

以 上

本件に関する問い合わせ先
学務課学生支援係 gaksien1@cc.tuat.ac.jp